

福島県農林水産部「地産地消強化期間」実施要領

福島県農林水産部

平成17年8月4日

一部改正 平成20年4月1日

1 「地産地消強化期間」について

福島県地産地消推進会議で決定された「地産地消月間」に加え、農林水産部は、農林水産物に品目ごとに様々な旬があることから、毎月8日（ごはんの日）も地産地消を推進する期間に含め、「地産地消強化期間」とする。

2 具体的な取組み

「地産地消月間」実施要領第3に基づき実施するものとし、特に下記の点に配慮する。

- (1) 農林水産部地産地消推進項目に計画されているイベントや推進活動等については、「地産地消強化期間（地産地消月間と毎月8日）」に実施するように努める。

なお、毎月8日の前後に実施することもできるものとする。

- (2) 部内複数の課（室）が各イベント等へ出展を予定している場合は、可能な限り連携して実施するよう努める。
- (3) 市町村、団体、民間事業者等に対しては、この強化期間中に地産地消関連事業を実施することや、強化期間の周知・広報に努めるよう協力を求める。
- (4) 各種広報媒体、会議資料等に「地産地消強化期間」の趣旨や事業等を掲載することなどにより、県民・関係機関・団体等へのPRを行い、参加・協力を呼びかける。

3 「地産地消強化期間」PRイメージ（例：会議資料等に掲載する場合等）

福島県にある「いいもの」を発見しておいしく
食べたり、活用したりしましょう！！

地産地消強化期間

10月、11月
及び毎月8日

